

番号：151201

国名：マラウイ

担当：産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名：公共投資計画(PSIP)能力向上プロジェクトフェーズ2終了時評価(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年3月中旬から2016年5月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.60M/M、現地0.53M/M、合計1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	16日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	ガバナンスもしくは公共財政管理分野に係る各種評価調査
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

マラウイは、中長期開発戦略としてマラウイ成長開発戦略Ⅱ (Malawi Growth and Development Strategy : 以下「MGDSⅡ」) を作成し、MGDSⅡに沿った効率的な国家予算の配分を目的として、経済計画開発省 (Ministry of Economic Planning and Development : 以下「MEPD」) が公共投資計画 (Public Sector Investment Programme : 以下「PSIP」) を策定している。

PSIPは翌年度以降の5年間に予定される開発事業のリストである。セクター省庁は開発予算を獲得するためプロポーザルをMEPDに提出し、MEPDのPSIPに基づく審査結果を基に、財務省が開発予算を最終的に承認するフローとなっている。PSIPで承認される開発事業の予算総額は財務省が決定する上限内におさまるように調整され、またPSIPで示された5年間の開発予算必要額の見通しは、財務省が中期支出計画枠組 (Mid-Term Expenditure Framework : 以下「MTEF」) などを通して行う国家の開発予算、経常予算の推計、予測に活用される。PSIPプロセスが適切に運用されることで、国家開発に資するプロジェクトの効果的な選択や開発予算の効果的な配分等が期待される。

しかし、MEPD・財務省・セクター省庁の三者間における調整・連携不足等の理由により、PSIPは本来意図されたとおりには十分に機能しておらず、PSIPと予算書において同じプロジェクトに用いられる成果指標が異なっていることや、PSIPの承認を経ない開発事業の予算化など、マラウイ政府の実施するプロジェクト・プログラム管理能力の低さがかねてから指摘されていた。

こうした背景から、JICAはPSIP策定プロセスにおけるMEPD職員の能力強化及び情報管理システムの強化を目的として、2009年7月から2011年7月までの2年間「公共投資計画 (PSIP) 能力向上プロジェクト」を実施した。新規案件を対象にしたPSIP業務手順の改善、ウェブを利用したデータベースの構築、各種マニュアル作成、関連省庁との連携強化等に取り組んだ結果、セクター省庁からの事業プロポーザルの内容および提出期日管理に改善が見られたほか、PSIPの承認を経ない開発予算が減少するなど、PSIPが開発事業の準備・計画・予算化プロセスとしてより適切に機能するようになった。

しかしながら、PSIPの8割を占める継続案件の審査において、その実施パフォーマンスを適切に把握するための情報と手法が引き続き不十分であるため、戦略目標に沿ったプロジェクト・プログラムが、PSIP策定プロセス・予算化プロセスにおいて必ずしも適切に評価されないこと、予算書に記されても実際の予算配分の見通しが正確ではないといった課題が山積している。こうした状況は、マラウイにおける開発プロジェクト・プログラムの適切な計画及び円滑な実施の大きな妨げになっている。こうした課題への対応に関する協力についてマラウイからの要請を受け、JICAは、2012年6月に詳細計画策定調査を実施し、同年10月にプロジェクト実施に係る合意文書を署名・交換し、2013年4月から2016年9月までの予定でMEPDをカウンター・パート (C/P) 機関として「公共投資計画 (PSIP) 能力向上プロジェクトフェーズ2」 (以下、プロジェクト) を実施している。

現在、6名の専門家チーム (総括/公共財政管理、副総括/公共投資計画管理1、公共投資計画管理2、システム・プログラミング1、システム・プログラミング2、業務調整/システム・プログラミング補助) を派遣中である。

なお、2014年5月の総選挙による新政権誕生に伴い、同年6月に財務省とMEPDは統合され、財務経済開発省 (Ministry of Finance, Economic Planning and Development : 以下「MFEPD」) となった。また、直接のC/P部局であったPSIP局はPSIPユニットとなり、統合前に連携対象となっていた財務省予算局は財務当局予算局となっている。

今回実施する終了時評価調査は、プロジェクト期間の終了6ヶ月前を迎え、プロジェクト活動の実績、成果を確認、評価するとともに、2016年9月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を確認、評価するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導きだし、評価報告書に取りまとめ、合同調整委員会 (JCC) で合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員よ

り情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016年3月中旬～2016年4月上旬)

- ①既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、調整委員会議事録、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②終了時評価事前勉強会(マラウイ事務所とのTV会議)に参加し、プロジェクト進捗の最新状況を確認し、プロジェクト実施上の課題、評価のポイントを把握する。
- ③既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ④評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他マラウイ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(和文・英文)を作成する。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年4月中旬～4月下旬)

- ①JICAマラウイ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、マラウイ側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びマラウイ側C/P等とともに評価5項目の観点から評価を行い、終了時評価調査報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びマラウイ側C/P等からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じてPDM及びPOの修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦終了時評価調査報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧合同調整委員会に出席し、終了時評価調査報告書に基づき、評価調査結果を発表する。
- ⑨協議議事録(M/M)(英文)の作成に協力する。
- ⑩現地調査結果のJICAマラウイ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年4月下旬～5月上旬)

- ①終了時評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書(和文)について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(1)～(3)のすべてとする。

- (1) 終了時評価調査報告書(英文)
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書(案)(和文)
- (3) 終了時評価調査結果要約表(案)(和文・英文)

上記(1)～(3)については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当宿泊は契約に含まれます(見積を計上して下さい)。航空経路は、成田/羽田-香港・ヨハネスブルグ/シンガポール・ヨハネスブルグ-マラウイ間を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年4月9日～2016年4月24日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 評価企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (コンサルタント)

また、終了時評価調査実施時に派遣中の専門家は、以下のとおりです。

ア) 総括/公共財政管理

イ) 副総括/公共投資計画管理1

ウ) 業務調整/システム・プログラミング補助

③便宜供与内容

当機構マラウイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ並びに専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム(TEL:03-5226-6932)にて配布します。

・プロジェクト事業進捗報告書

・PDM Ver.1

・中間レビュー報告書(案)

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

・事前評価表

(<http://knowledge.jica.go.jp/km/ProjDoc524.nsf/VW02040104/D999C0C25A0DD19349257D16001A8024?OpenDocument>)

・詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=100011139>)

・プロジェクトホームページ

<http://www.jica.go.jp/project/malawi/004/index.html>

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(5) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上